

庁名 徳島地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8		10	10	15	20	6000円	8000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者が1名増すごとに以下の内訳の切手を追加 (内訳) 500円2枚 100円2枚 50円1枚 20円2枚 ※上記の予納金は、原告1名、被告2名までの額であり、当事者が1名増すごとに200円を追加 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、徳島地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停			6			15	750円		
民事執行	担保不動産競売申立て(本庁のみ)							0円	物件数3筆まで 50万円 4~6筆 80万円 7筆以上 一律100万円 ※先行の差押えがある場合は、一律10万円	※ただし、「保管金提出書」の送付費用として110円切手の予納をお願いする場合があります。
	強制競売申立て(本庁のみ)							0円	物件数3筆まで 50万円 4~6筆 80万円 7筆以上 一律100万円 ※先行の差押えがある場合は、一律10万円	※ただし、「保管金提出書」の送付費用として110円切手の予納をお願いする場合があります。
	債務名義に基づく債権差押え	5	1	4	3	6		3280円		第三債務者が1か所増すごとに以下の切手を追加 (内訳) 1290円分(第三債務者分) 陳述書送付分 590円 ※陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。
	養育費等に基づく債権差押え	5	1	4	3	6		3280円		第三債務者が1か所増すごとに以下の切手を追加 (内訳) 1290円分(第三債務者分) 陳述書送付分 590円 ※陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。
	財産開示	8		12	8	10	20	6000円		
	情報取得								0円	
保全	債権仮差押	5		4	2	5		3100円		※第三債務者が1か所増すごとに以下の切手を追加 (内訳) 1290円分(第三債務者分) 陳述書送付分 590円 ※債権者への決定正本の郵送を希望する場合はさらに110円1枚が必要です。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4		2	2	5		2400円		※不動産の筆数によっては追加が必要な場合があります。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2		2		1		1220円		※債務者が複数名の場合は、さらに追加が必要です。
保護命令	保護命令	4		6		5	6	2760円		
労働審判	労働審判	6		8		10	10	4100円		
民事非訟	所有者不明土地管理命令等	8		10	10	10	10	5800円		※要審尋の場合、以下の切手を追加 500円4枚、100円6枚、10円6枚 ※共有者が1名増すごとに以下の切手を追加 500円4枚、100円6枚、10円6枚
商事非訟	清算人選任	4		8	8	8	8	3440円		
	清算人以外の選任	4		10	10	10	10	3800円		※要審尋の場合、以下の切手を追加 500円4枚、100円6枚、10円6枚

印紙・予納郵便切手一覧表（破産・再生事件）

徳島地方裁判所民事部破産・再生係
徳島地方裁判所阿南支部
徳島地方裁判所美馬支部

令和6年10月現在

1 申立手数料（貼付印紙額）

(1) 破産事件	
破産手続開始及び免責許可申立て（個人）	1,500円
破産手続開始申立て（法人）	1,000円
破産手続開始の申立て（債権者申立て）	20,000円
(2) 再生事件（個人再生・通常再生）	10,000円
(3) 特別清算事件	20,000円

2 予納郵券

- (1) 破産事件
- ア 管財事件
- ア 本庁
- 110円×（債権者数×2+10）枚
- イ 阿南支部及び美馬支部
- 110円×（債権者数×2+10）枚
- 100円×5枚（申立書副本を管財人へ直送しない場合は100円×10枚）
- 10円×10枚
- イ 同時廃止事件
- 本庁・支部共通
- 110円×（債権者数+10）枚
- (2) 民事再生事件（本庁のみ取扱い）
- 110円×（債権者数×2）枚、 180円×（債権者数）枚
- 50円×（債権者数×2）枚、 20円×（債権者数×2）枚
- 100円×10枚、 10円×10枚
- (3) 個人再生事件
- 本庁・支部共通
- 110円×（債権者数×2+10）枚
- （申立代理人等に債権届出書の副本を郵送する必要がある場合は、
100円×3枚、50円×1枚、10円×3枚を追加）
- (4) 特別清算事件
- 本庁・支部共通
- 110円×20枚
- （開始決定正本を特別送達する必要がある場合は、
1,220円×1組を追加）